

協会案内



公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
Japan Health and Nutrition Food Association

理事長挨拶

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会は、健康の保持・増進に寄与するとされている食品・保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品）、特別用途食品などに関する適切な知識の普及啓発や申請及び届出に係る助成活動を実施するとともに、国民の方々に安心して健康食品を利用していただけるよう「JHFA マーク」の認定制度を運用しています。

この制度は、各種の健康食品に規格基準を設定し、製造者から申請があった場合に、それに基づく医学・薬学・栄養学の専門家からなる第三者機関で審査を行い、合格したものに対して「JHFA マーク」の使用を認めるというものです。

また、2005年から健康食品の製造及び品質管理を適正に行う為のGMP（適正製造規範）認定制度や、2010年からは、事業者が行う安全性に関する自主点検の状況を第三者が評価する安全性自主点検認証制度をそれぞれ開始し、健康食品の品質と安全性の確保を図っております。

さらに、健康食品について適切な指導の出来る専門家としての「食品保健指導士」養成のための講習会を定期的を開催しております。

平成23年7月1日に内閣府から公益財団法人としての認定をいただきましたので、今後はなお一層その使命を認識し、国民及び関係者からの様々な要望に応えるべく尽力してまいりたい所存です。今後とも皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

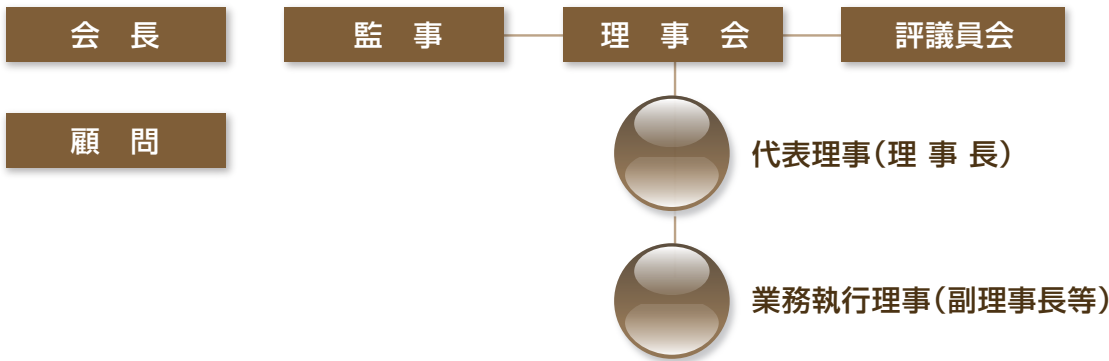
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

理事長 矢島 鉄也

CONTENTS

1	ご挨拶
2	組織
3	健康食品部
7	特定保健用食品部
9	栄養食品部
10	機能性食品部
11	学術情報部
12	研修企画部 総務部
13	概要
14	入会のご案内

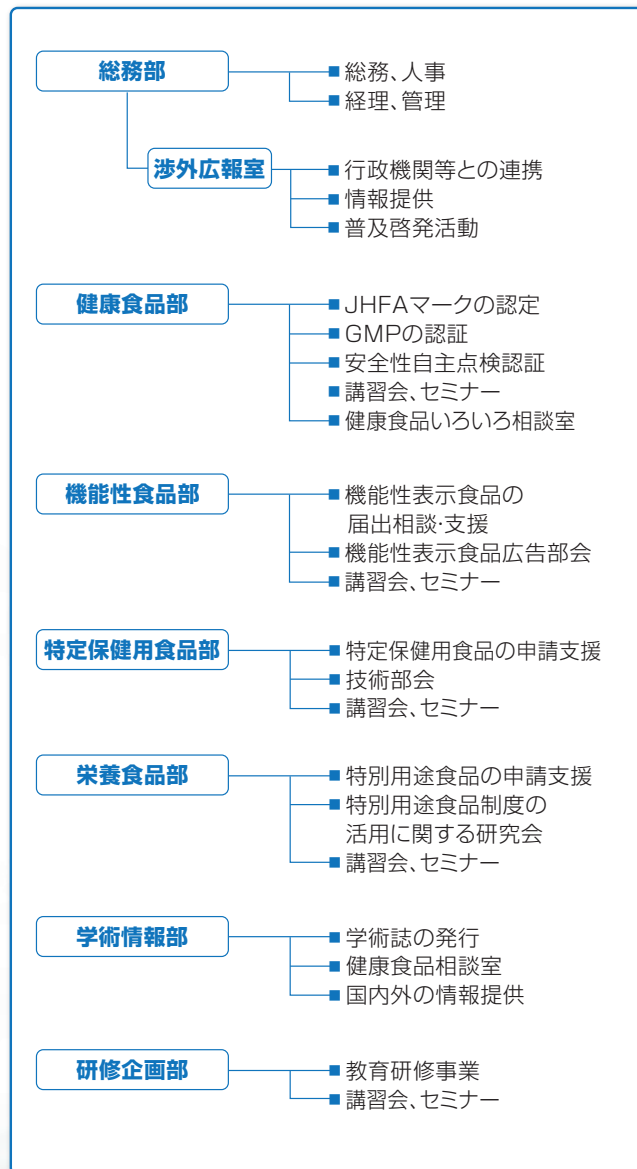
組織の概要



委員会関連



事務局



健康食品部

主な業務内容

JHFA マーク認定に関する審査・管理、規格基準の策定

GMP 認定（工場・製品）に関する審査・管理

安全性自主点検認証登録に関する審査・管理

講習会、セミナーの開催

認定認証マークの普及・啓発

認定健康食品（JHFA）マーク表示許可制度

JHFA は、「Japan Health Food Authorization」の略称です。「じゃふぁ」と呼称しています。

1986 年から運用されている「JHFA マーク」は、製品品質及び安全性を確保することを目的に、製品品質、安全性、有効性について厳正な審査を行い、合格した製品に付けられる健康食品の「安心・安全マーク」です。

当協会は健康や機能性を意図して販売する健康食品に「JHFA マーク」を表示することで、消費者の適切な商品選択をサポートします。

JHFA マーク認定制度

「JHFA マーク」には、「規格基準」に従って審査する「規格基準型 JHFA 認定」と個別に審査する「個別審査型 JHFA 認定」があります。

(公財)日健栄協認定



品質規格合格品

規格基準型

69の食品カテゴリーで規格基準を設定しています。

(公財)日健栄協認定



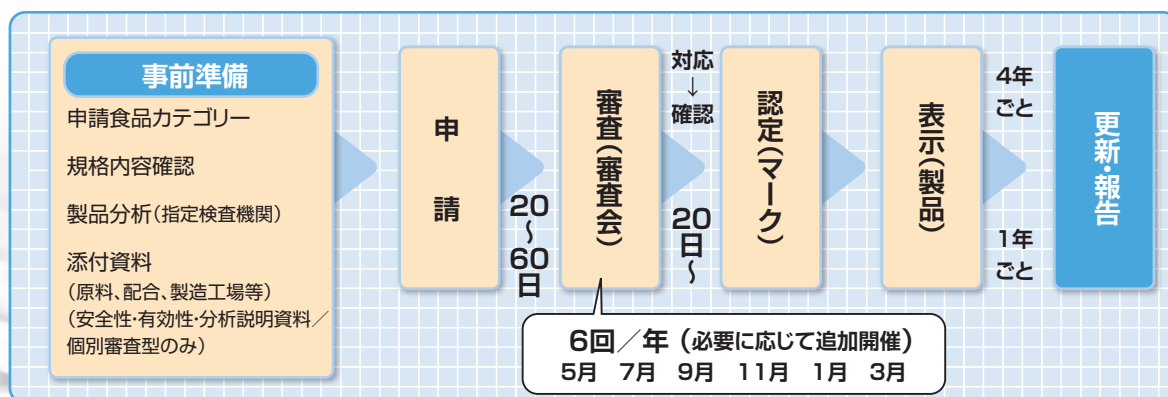
健康機能性品質合格品

個別審査型

規格基準のない食品カテゴリーにも「JHFA マーク」を付けることができます。

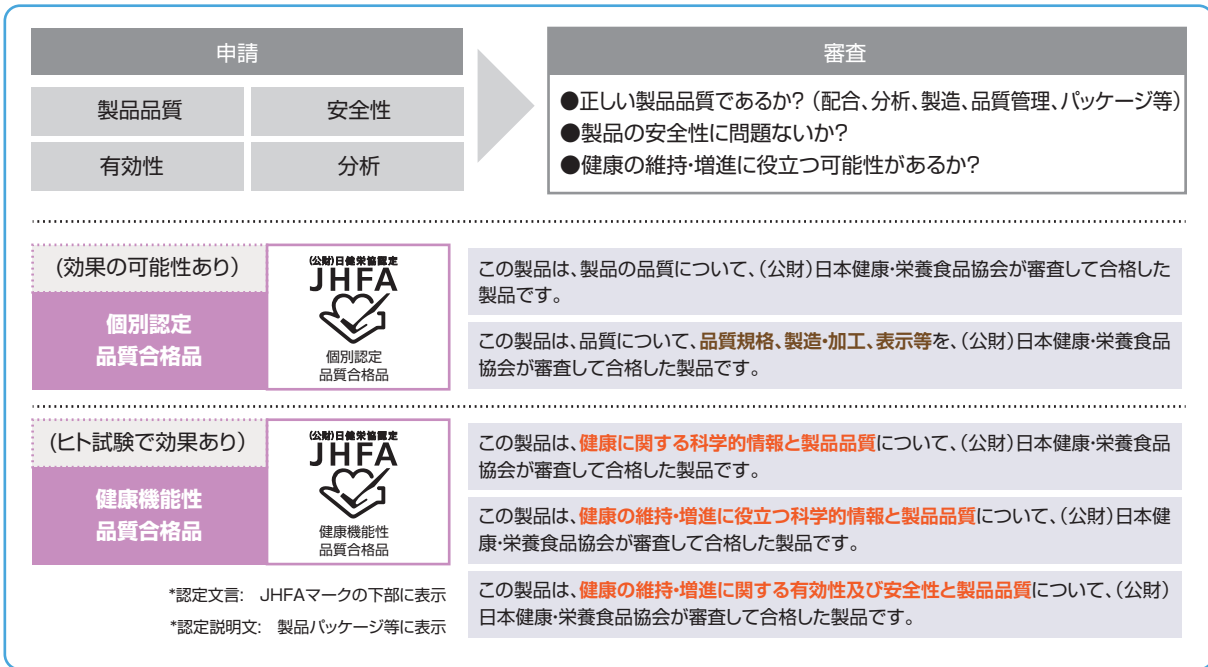
JHFA マーク製品審査の流れと認定期間

JHFA マーク取得には製品審査が必要です。有識者からなる認定審査会で厳正な審査を行います。申請から許可取得まで3~4か月、許可取得から1年毎に定期報告、4年毎に更新があります。



個別審査型 JHFA 認定の概要

健康や機能性を意図して販売する製品について、適切な製品設計の観点で製品品質及び安全性を確保することを目的に製品の安全性・有効性・品質について、個別に製品審査を行い、合格した製品に対して認定します。



規格基準のある食品群



(2019年現在)

GMP の認証制度

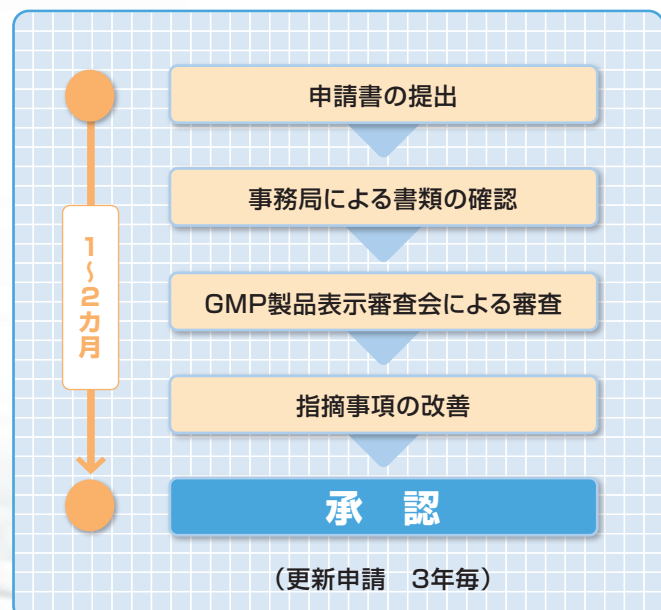
GMP (Good Manufacturing Practice) は、製品及び原材料の製造管理及び品質管理に係る指針です。製品及び原材料の安全性やよりよい品質を担保するために、GMP を遵守することが必要不可欠とされています。また、その実施により、消費者の健康食品に対する信頼と安心が高まるものと期待されています。

当協会では、調査・審査による「認証制度」を平成 17 年 4 月から運用し、認定工場には会社等の広告、宣伝に「GMP 工場マーク」の表示を許可しています。さらに個別に承認された製品には「GMP 製品マーク」の表示を許可しています。

工場の認定について



製品の承認について



当協会の GMP 認定工場で製造された製品には「GMP 製品マーク」を付けることができますが、そのためには製品個々での申請が必要となります。

健康食品の安全性自主点検認証制度



厚生労働省の通知に基づいた健康食品の安全性に関する自主点検認証制度です。

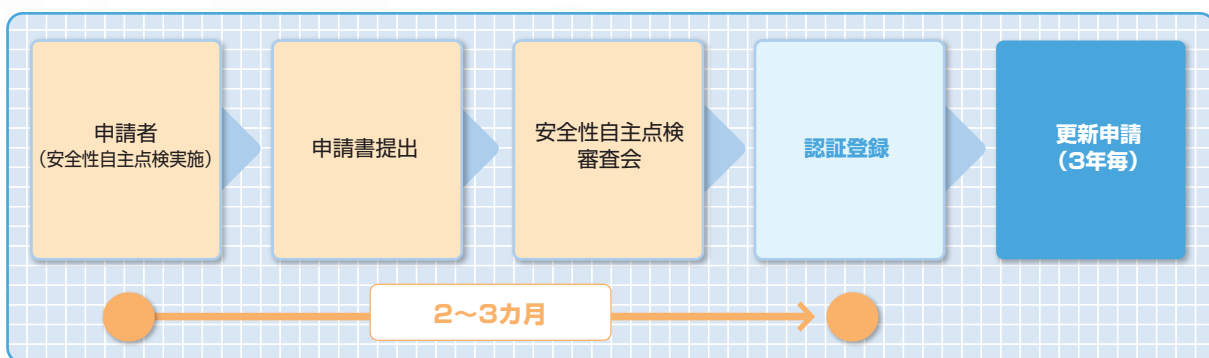
健康食品部

健康食品の安全性自主点検認証制度は、事業者が安全性に関して自主点検を行った事項について審査し、合格した「原材料」「製品」は「安全性自主点検認証登録コード番号」「安全性自主点検認証登録マーク」が表示できます。

絶対的な安全性や有用性を保証することにはなりません。

- ① 消費者が健康食品を選択する際の情報提供の一つとなります。
- ② 事業者が行った安全性自主点検を専門家（第三者）が確認することにより、商品の安全性への信頼が高まります。
- ③ 安全性に取り組む企業としてのイメージアップにつながるとともに、消費者への確かな情報提供の一助となります。

■ 健康食品安全性自主点検認証マーク取得の手順



現在、国民の健康意識が高まる中で数多くの健康食品が販売されています。これら健康食品の安全性を確保することを目的として、厚生労働省は、平成 17 年 2 月 1 日「錠剤、カプセル状等食品の製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（食安発第 0201003 号）を食品安全部長通知として発表しました。この報告書の中で「健康食品の安全性第三者認証制度」が提案されています。当協会は、この内容をもとに、平成 22 年 7 月より、認証業務を開始いたしました。平成 27 年より、機能性表示食品制度が発足し、「健康食品」の安全性確保はますます重要になっています。

特定保健用食品部

主な業務内容

特定保健用食品の申請相談・支援

特定保健用食品の普及・啓発

専門部会活動の支援

講習会、セミナーの開催

特定保健用食品

“元気で長生き”を実現するためには、自分の健康は自分で守るという考え方が大切です。

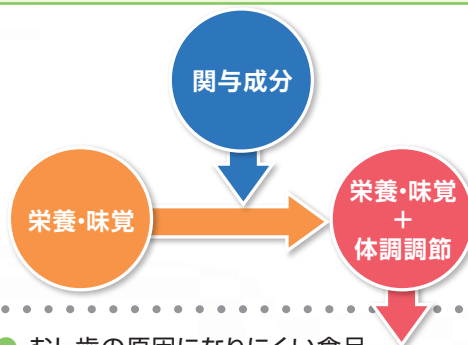
食品には生命維持のための一次機能（栄養）、食事を楽しむという二次機能（味覚）、そしてからだのリズム調節や生体防御、疾病回復、老化防止などの健康を維持する三次機能（体調調節）があります。

特定保健用食品《トクホ》は、食品のもつこの三次機能（体調調節）に注目し、からだの生理機能などに影響を与える保健機能成分（関与成分）を含み、血圧、血中コレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途のために利用される食品で、有効性、安全性、品質などの科学的根拠を示して、国の厳しい審査・評価のもとに、消費者庁の許可を受けた食品です。

特定保健用食品 《トクホ》



特定保健用食品《トクホ》制度は、1991(平成3)年に国が食品に健康表示(健康への効果を示す表現=保健の用途)を具体的に表示することを許可する世界で初めての画期的な制度で、世界各国から注目を集めています。



食品例

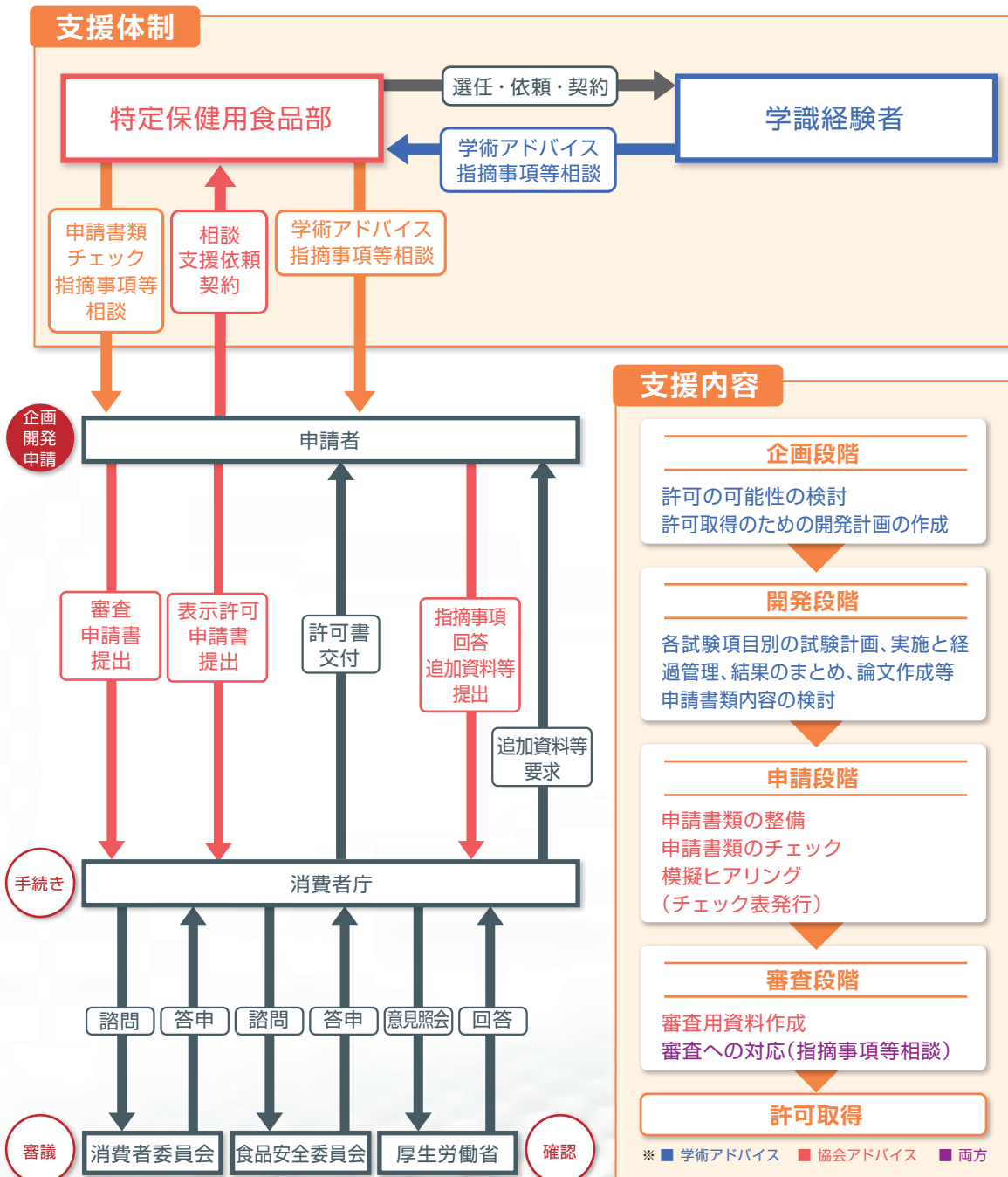
- おなかの調子を整える食品
 - コレステロールが高めの方の食品
 - 血圧が高めの方の食品
 - ミネラルの吸収を助ける食品
 - 骨の健康が気になる方の食品
 - むし歯の原因になりにくい食品
 - 歯を丈夫で健康にする食品
 - 血糖値が気になり始めた方の食品
 - 血中中性脂肪、体脂肪が気になる方の食品
- などがあります。

特定保健用食品の申請支援

特定保健用食品の表示許可は、申請企業から提出された医学的・栄養学的資料等をもとに、有効性等については、消費者委員会「新開発食品調査部会」「新開発食品評価調査会」、安全性については、食品安全委員会「新開発食品専門調査会」で審議され、表示については、厚生労働省に確認された上で、消費者庁より許可となります。

そこで協会では、申請企業が提出する資料を、より適正な内容にするために、申請などの相談・申請書類のチェック等、企画段階から許可取得までの申請支援を行っております。

申請支援体制と内容



栄養食品部

主な業務内容

特別用途食品の申請支援

特別用途食品の普及・啓発

- 特別用途食品制度の活用に関する研究会

食品表示基準に基づく栄養成分表示、栄養機能食品の相談・支援

関連団体との連携

- 日本メディカルニュートリション協議会 ■ 日本流動食協会

講習会、セミナーの開催

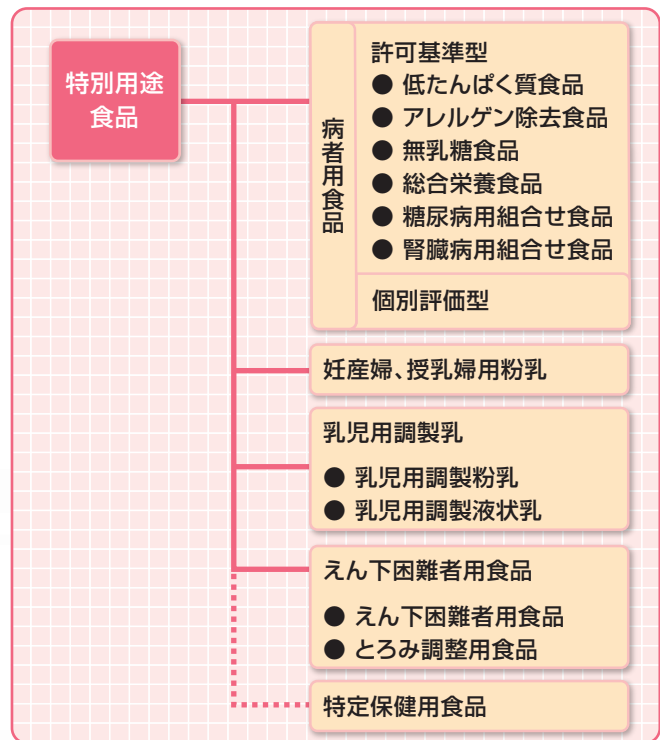
- 消費者庁通知発令時のセミナー等

特別用途食品

特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。



〈特別用途食品のマーク〉



栄養機能食品

栄養成分（ビタミン・ミネラル等）の補給のために利用され、栄養成分の機能の表示をして販売される食品です。栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要があるほか、栄養機能表示だけでなく注意喚起表示等も表示する必要があります。

機能性食品部

主な業務内容

機能性表示食品の届出相談・支援

機能性表示食品広告審査会

機能性表示食品の普及・啓発

■ 機能性表示食品広告部会

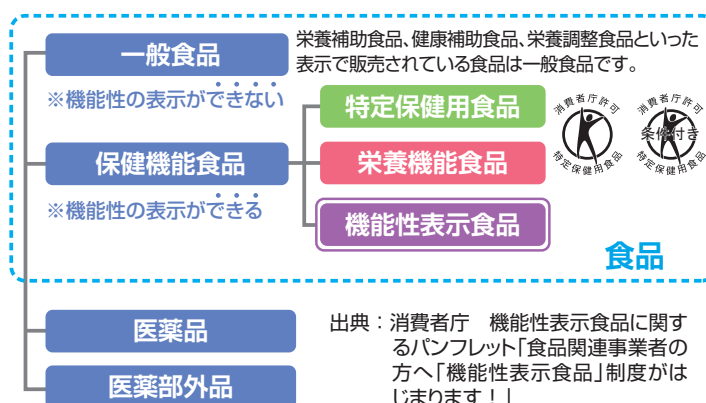
講習会、セミナーの開催

機能性表示食品

機能性表示食品制度は、2015年（平成27年）に創設されました。これにより、特定保健用食品や栄養機能食品と共に、機能が表示できる保健機能食品の新しいカテゴリの1つとして、機能性表示食品が加わりました。

機能性表示食品は事業者の責任により、科学的根拠をもとに国へ所定の届出を行い、商品パッケージに機能性を表示されている食品です。特定保健用食品とは異なり、国の個別

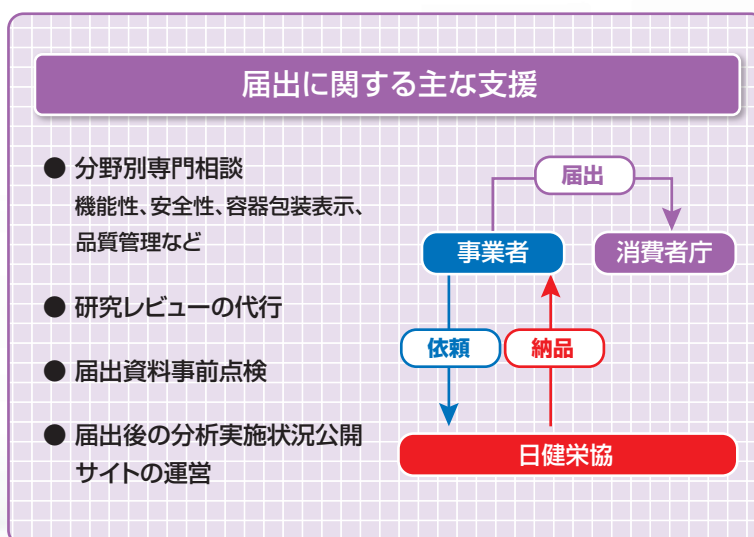
の許可を受けたものではありません。消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するものとするために、事業者には、安全性の確保及び機能性を表示する上での必要な科学的根拠の収集、適正な表示による消費者への情報提供等が求められる制度となっています。



機能性表示食品制度への取り組み

機能性表示食品の届出には、機能性、安全性、製造工程管理、容器包装表示、品質規格等に関する書類の提出が求められています。当協会では、健康食品の各分野における取り組みで培われたノウハウを活かし、届出の支援を行っております。

また、機能性表示食品の広告表現の更なる適正化と向上を目指し、広告審査会を運営しています。



学術情報部

主な業務内容

学術誌「健康・栄養食品研究」の刊行

健康食品相談室（消費者等相談窓口）

国内外の情報提供サービス

学術誌「健康・栄養食品研究」の刊行

無料公開オンラインジャーナルです

機能性表示食品の届出にあたり、査読付き論文が必要です。また、特定保健用食品《トクホ》や特別用途食品の個別評価型病者用食品の消費者庁への申請にあたっては、添付書類のなかの論文は学術誌へ掲載することが義務付けられています。

「健康・栄養食品研究」は、オンラインジャーナルとして速報性を高めた健康食品等の有用性や安全性にかかわる研究論文等を掲載する学術誌です。

■論文掲載までのプロセス

- ①論文等の投稿
- ②論文体裁の確認
- ③2名以上の査読
- ④査読意見に基づく修正
- ⑤編集委員会で審査
- ⑥組版
- ⑦掲載(電子版)



健康食品相談室

消費者の一層の健康志向に伴って、生活習慣病がますます注目され、その第一次予防としての健康食品の利用者は増加の傾向にあります。

一方、商品の内容、購入等に係る相談や苦情もいろいろと寄せられています。

当協会では、消費者の健康教育、健康食品の啓発の一環として、「健康食品相談室」を設けて相談業務を行い対応しています。

相談受付

火曜日、木曜日(休日を除く)

時間

午後1時から午後4時まで

専用電話

03-3268-3295

研修企画部

教育研修事業

食品保健指導士養成講習会

厚生労働省は、消費者が健康食品を安全かつ適切に選択して摂取するための、正しい情報が提供できる助言者としてのアドバイザー・スタッフの養成が必要であるとの見解を平成14年に公表しました。

当協会では、これら行政の施策に則して、一般消費者に対し保健機能食品、健康食品等について正確な情報を提供できる専門家としての「食品保健指導士」の養成を行っています。食品保健指導士の養成講習会（4日間）では、食品保健に係る諸法規をはじめ、食品の安全性、食品成分の機能・有用性、健康と栄養等について、広範な知識を修得します。履修後、修了評価認定試験（小論文6問及び科目毎の基礎知識確認試験）を行い、合格者には「食品保健指導士」の資格を授与しています。

なお、食品保健指導士の認定資格は、5年毎の更新制となっています。

新人向けセミナー

新たに採用された方や、業務を担当して2～3年と経験が浅い方、新たに健康食品関連事業に参入した担当者を対象としています。「健康食品の全体像をわかりやすく」と題したテーマで解説していきます。更に分野別に特化した新人向け基礎講座も別途開催しています。

中堅向けセミナー

業務を担当して5～6年の方を対象とし、スキルアップしていただけるような内容で開催しています。会員事業者の従業員教育の一環としても活用していただけます。

総務部 渉外広報室

主な業務内容

広報活動

行政機関及び諸団体との連絡・調整

広報活動

- 会員への情報発信（メールマガジン配信、ホームページ「会員専用ページ」）
- 消費者への情報提供（ホームページ「消費者向け情報サイト」）
- メディア・報道関係の対応
- 各種展示会出展

行政機関及び諸団体との連絡・調整

- 内閣府、厚生労働省、消費者庁、農林水産省、経済産業省、消費者委員会、消費者団体、関連業界団体等との連携と情報交換

概要

協会の概要

名 称	公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 Japan Health and Nutrition Food Association
所 在 地	〒 162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27 TEL 03-3268-3134 FAX 03-3268-3136 E メール jhnfa@jhnfa.org ホームページ https://www.jhnfa.org
理 事 長	矢島 鉄也
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1 日 財団法人 日本健康食品協会創立〈厚生大臣（当時）許可〉 平成 23 年 7 月 1 日 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会へ移行認定
役 員	評議員 20 名 理事 23 名 監事 2 名
基本財産	2 億 5 千 9 百万円
会 員 数	670 社（2022 年 4 月 1 日現在）
沿 革	昭和 54 年 10 月 1 日 財団法人 日本健康食品研究協会発足 昭和 60 年 4 月 1 日 財団法人 日本健康食品協会創立〈厚生大臣（当時）許可〉 平成 4 年 7 月 16 日 社団法人 日本栄養食品協会と統合、 名称を財団法人 日本健康・栄養食品協会に改める 平成 23 年 7 月 1 日 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会へ移行認定
事業目的	健康食品については公衆衛生上の見地から規格基準の設定並びに JHFA マーク表示許可制度・健康補助食品 GMP 認定制度・健康食品の安全性自主点検認証制度の運用を行い、国民の健康の保持・増進に寄与する。また、保健機能食品、特別用途食品に関する情報の収集、調査研究及び適切な知識の普及啓発を行う。食品の栄養表示基準については健康増進法の趣旨に従い適正な普及に努めることにより、会員及び関係業界の健全な運営のための指導を行う。
事業の概要	1. 健康食品の規格基準の設定及び当該基準に係る認定制度の運用・普及に関する事業 2. 健康補助食品 GMP 認定制度の運営・普及に関する事業 3. 健康食品の安全性自主点検認証制度の運用・普及に関する事業 4. 特定保健用食品、特別用途食品の申請等に係る支援・普及に関する事業 5. 機能性表示食品の届出支援・普及に関する事業 6. 食品表示基準に基づく栄養成分表示、栄養機能食品の相談等に関する事業 7. 健康食品の適切な知識の普及啓発事業及び調査研究に関する事業 8. 「食品保健指導士」養成および認定に関する事業 9. 学術誌の刊行及び海外文献の翻訳に関する事業 10. 国内・外の情報及び資料の収集・管理並びに提供に関する事業

入会のご案内

入会のご案内

～業界の健全な発展のために会員と行政との信頼のパイプ役を目指して～

当協会会員になるメリットは、

- 入会初年度は、全ての講習会・セミナーに無料で参加できます。
- 大手企業や自治体からも利用されている各種相談や申請・届出支援、コンサルティング等を無料もしくは会員料金で利用することができます。
- 当協会の認定・認証等を会員料金で取得できます。
- 毎月2回、健康食品分野の国内国外の最新情報を入手することができます。
- 会員として「公益財団法人健康食品マーク」を営業広報活動に幅広く利用できます。
- 各種手引書、解説書などの書籍を会員料金で入手することができます。

当協会の会員種別は以下のとおりです。

正会員：食品関連製造業又は流通業を営む法人または団体

準会員：正会員と同様の法人または団体で入会金を分割納入中の者

賛助会員：食品関連製造業及び流通業以外の団体または個人

入会金：300,000円（準会員は初年度免除・賛助会員は入会金なし）

会費：所属部制（健康食品部、機能性食品部、特定保健用食品部、栄養食品部）

1部加入（年間100,000円）～4部加入（年間250,000円）

入会の手続きについて

- 当協会の会員として入会を希望される方は、別に定める「営業販売活動に関する倫理綱領」並びに「会員及び会費等に関する規程」を遵守していただくことになります。
- 入会に際しましては、原則として面談の上相互の合意により、所定の手続きが必要になります。
- 入会申込み時に必要な書類は下記になります。

1 入会申込書

2 誓約書

3 会社定款

4 登記事項証明書の内、全部事項証明書（履歴事項証明書）または、登記簿謄本の写し（3カ月以内のもの）

5 役員名簿

6 事業の概要が分かる資料または会社案内

7 決算報告書（最近2期分）

なお、入会申込み等の書式は、当協会ホームページからダウンロードできます。

- 健康食品部
Tel.03-3268-3131 Fax.03-3268-3136

- 特定保健用食品部 ■ 栄養食品部
Tel.03-3268-3132 Fax.03-3268-3136

- 機能性食品部
Tel.03-6635-7481 Fax.03-3268-3136

- 学術情報部
Tel.03-3268-3133 Fax.03-3268-3136

- 研修企画部
Tel.03-3268-3160 Fax.03-3268-3136

- 総務部 ■ 渉外広報室
Tel.03-3268-3134 Fax.03-3268-3136



公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

Japan Health and Nutrition Food Association
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地27

ホームページ : <https://www.jhnfa.org>